

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 22 日

学校法人 明星学園
理 事 会 御中

監 事 丸山 晃 ⑩

監 事 内藤 富美子 ⑩

私たちは、私立学校法第 52 条に基づく監査報告を行うため、学校法人明星学園の寄附行為第 30 条の規程に従い、学校法人明星学園の令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以 上

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 22 日

学校法人 明星学園
評 議 員 会 御中

監 事 丸 山 晃 ⑩

監 事 内 藤 富 美 子 ⑩

私たちは、私立学校法第 52 条に基づく監査報告を行うため、学校法人明星学園の寄附行為第 30 条の規程に従い、学校法人明星学園の令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以 上